

【新型コロナワクチン】 間違い接種の発生について

1. 概要

市内の医療機関が誤って有効期間を過ぎた新型コロナワクチンを9名の方に接種したという事案が発生しました。なお、すでに対象者全員に当該医療機関医師より謝罪及び経過説明は終了し、現時点で健康被害がないとの報告を受けております。

2. 経過

(1) 使用したワクチン

令和4年10月14日に冷凍から冷蔵に切り替えたワクチンであり、保管期間及び有効期限は下表のとおりです。

保管期間	有効期限
令和4年12月22日まで	令和4年11月30日
冷凍保管から冷蔵保管に切り替えた日から10週間	ワクチンに記載されている有効期限

※ワクチンに記載されている有効期限が優先されます。

(2) ワクチンを接種した日

令和4年12月3日 ※ワクチンに記載されている有効期限を経過しています。

3. 原因

当該医療機関におけるワクチンの有効期限の誤認。

当該医療機関では、冷蔵での保管期間が有効期限と認識しており、ワクチンに記載されている有効期限を見落としていたとのことでした。

4. 再発防止対策

新型コロナワクチン接種を実施する市内医療機関に対して、ワクチンの有効期限確認の徹底について指導いたします。

参考

現在国において、小児用のファイザー社ワクチンの有効期限の延長に係る薬事申請が12月2日に行われています。具体的には、有効期限を現在の12か月から6か月延長して、18か月とする内容です。なお、薬事承認の時期については未定です。

問合せ先
健康福祉部健康支援課
電話：047-453-2961